

XV. 英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

<要約>

	概要	特徴
1. 市場環境の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○社会構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総人口：6,649 万人（2017 年 IMF 推計） ○経済環境 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人当たり GDP：38,847 ドル（2017 年 IMF 推計） ・ 実質 GDP 成長率：1.5%（2017 年 IMF 推計） <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ドル=0.74 ポンド/1 ポンド=151.95 円(2017/12/31) 	
2. 金融制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○銀行等の業態分類（機関数、根拠法） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内銀行（78、2018 年 1 月末、2009 年銀行法） ・ 住宅金融組合（44、2018 年 1 月末、1986 年住宅金融組合法） ・ 信用組合（305、2017 年 6 月末、1979 年信用組合法及び 2014 年協同組合法） ○監督官庁：金融安定政策委員会（FPC）、健全性監督機構（PRA）、金融行為監督機構（FCA） <ul style="list-style-type: none"> なお、2017 年 3 月 1 日から PRA はイングランド銀行(BOE)に吸収されたが、PRA の名称は残されるとともに、BOE 内に新設された健全性規制委員会（Prudential Regulation Committee）が PRA の規制・監督業務を行うこととなった。 ○預金保険制度：金融サービス補償機構により 85,000 ポンドまで補償（2017 年 1 月 31 日より） 	<ul style="list-style-type: none"> ○大手 5 行（HSBC、バークレイズ、ロイズ、RBS、スタンダード・チャータード）の存在感が大きい。 ○預金保険制度の補償限度額は 5 年毎に見直し。欧州連合（EU）指令で EU 加盟国に義務付けている限度額 100,000 ユーロを目安として、為替変動分を調整している。ポンドの対ユーロ上昇を受け、PRA は 2016 年 1 月 1 日より限度額を 75,000 ポンドに引き下げたが、2016 年 6 月 Brexit を決めた国民投票以降ポンドが下落したため、2017 年 1 月 31 日より限度額は 85,000 ポンドに戻されている。
3. 郵便貯金の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○郵便貯金制度・経営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便局株式会社（Post Office Ltd.）が、金融機関からの受託業務として金融サービスを提供。 ・ 郵便局株式会社は 100%政府出資。 ・ 全国に 11,659 の郵便局がある。（2017 年 3 月末） ○顧客基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融ユニバーサル・サービスの提供義務は定められていないものの、地方・僻地において郵便局が重要な役割を果たしている。 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ○英国アイルランド銀行を中心に 20 行弱の提携金融機関の金融商品を提供している。

	<p>○主な商品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託業務として、提携金融機関による預金など貯蓄・投資商品の販売、送金サービスや外国為替、集金業務の受託などの金融商品を提供。 	
<p>4. リテール金融機関の位置付け</p>	<p>○個人金融資産残高内訳 (2016年12月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現預金：24.4% ・ 株式・出資金：9.5% ・ 投資信託：4.4% ・ 保険・年金基金：58.1% <p>○個人の現・預金残高 (2016年12月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：1.56兆ポンド <p>○銀行による個人向け貸出残高 (2016年12月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総額：1.69兆ポンド 	<p>○住宅金融組合は住宅ローン市場において22%のシェア。信用組合の預金・貸出におけるシェアは1%未満と小さい。</p>
<p>5. 最近の金融動向と今後の展望</p>	<p>○マイクロファイナンス等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイクロファイナンスを提供し続けるコミュニティ開発融資機関 (Community Development Finance Association, CDFI) がある。また、それを促進する税制として「コミュニティ投資税額控除」という制度がある。この制度では、2002年財政法に基づき、CDFIに投資する投資家に対して投資額の最大25%までを投資開始年から最長5年間にわたり毎年税額控除することができる。 <p>○郵便局の相互組織化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵便局は中長期的に一層の効率化・合理化が必要とされており、持続可能な郵便局経営を実現するため、近隣のコミュニティや民間セクターが各郵便局の経営に関与できるよう、政府は各郵便局を「相互組織化」の推進を検討している。相互組織化によって、例えば営業時間の柔軟な設定が可能となる等、利用者の利便性が高まると期待されている。 <p>○リテール銀行のリングフェンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資銀行部門とリテール銀行部門を分離し、リテール銀行を運営するリングフェンス・バンクの設立については、2019年からの実施に向け、2017年11月から対象各行(バークレイズ銀行、RBS、ロイズ銀行、HSBC、Santander UK)との裁判所公聴会が順次始まっている。 	<p>○2016年11月に国民に対する意見聴取 (consultation) がビジネス・エネルギー・産業戦略省 (BEIS) より発表。同聴取を通じて地方の3,000局を含め長年構築されてきた郵便局ネットワークの維持と近代化が必要とする意見が多く、これを受け2017年12月政府は今後3年間で3億7,000万ポンドの補助金供与を発表した。</p>

る。その後各行はリングフェンス・バンク設立を申請する見込みである。

○**Brexit** の影響

- ・英国の公認会計士協会は、銀行リテール部門のリスクとして、為替相場のポンド安、申請に対する当局による不十分、不明瞭な説明、英国内のインフレを挙げている。一方、有利な点としては、拠点コストの減少、効率化を促進する作業の簡素化、市場化の進展と政治関与の減少を挙げている。